

長岡工業高等専門学校後援会新津支部 会則・規程

(役員定数)

第1条 本支部役員（以下「役員」という）は三役（支部長・副支部長・会計 各1名）の他8名の計11名にて構成する。

(評議員の選出)

第2条 評議員（支部長・副支部長・会計を含む）は、立候補がある場合を除き、第4条により選出された役員の内、過去に役員を経験していない者の中から4名を選出する。
評議員の任期は、本人が希望する場合を除き1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。
評議員は本部役員会に出席し、事業計画、予算決算及びその他重要な事項を審議する。

(本部役員選出)

第3条 年度により、本部役員を選出する。本部役員は評議員を兼務しないものとする。

(役員選出の内訳)

第4条 新役員は、立候補がある場合を除き、原則、新3年生保護者、新2年生保護者の内、役員未経験者から9名、現役員（評議員及び役員を2年経験した者を除く）から2名を選出する。但し、上記条件を満たす者に不足が生じる場合は、不足する分を役員未経験者、役員1回経験者（評議員経験者を除く）の順に、新3年生保護者、新2年生保護者、新4年生保護者、新5年生保護者の中から選出する。（新2年生は、原則一般役員とし、割り当て人数は、その時の役員で決める）

(任期)

第5条-1 役員の任期は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

但し、現役員から選出された役員の任期は2年間とする。

第3条に規定する本部役員に選出された役員の任期は、本部後援会会則に準ずる。

第5条-2 前年度評議員の中より1～2名程、相談役を設け、評議員のアドバイザーとする。

又は、評議員として残り、後援会活動に従事を可能とする。

(会計年度)

第6条 会計年度は、本部後援会会則に準ずる。

(選出会議)

第7条 役員（三役・評議員を含む）の選出は、現役員及び第4条に規定する新役員選出対象となる保護者の出席による、役員選出会議にて行う。

第8条 立候補者の場合は、出席者の3分の2以上の同意により承認する。

第9条 推薦の場合は、候補者本人の同意及び、出席者の3分の2以上の同意により承認する。

第 10 条 立候補、推薦のいずれもない場合は、話し合いにより決定する。

第 11 条 選出会議に欠席した場合の取扱は、支部長に「一任」したものとする。

第 12 条 役員をできないやむを得ない理由がある場合は、支部長にその理由を申請し、支部役員会にて過半数以上の承認が得られた場合のみ役員選出が免除できる。

(手当)

第 13 条 支部における支部役員会議に交通費を支給する。

一律 1,000円/会議

新旧役員の引継ぎ等についても、上記に準じて新旧役員に交通費を支給する。

第 14 条 本部役員会に出席した場合には、公共交通機関の実費交通費を支給する。

(文書保存期間)

第 15 条 本部役員会および支部役員会等の文書保存期間を5年とする。

(会則・規程の改定について)

第 16 条 新津支部会則・規程の改定は、支部役員会に出席した役員の過半数の同意により、行うことができる。但し、支部役員3分の2以上が出席しない場合は、決議することができない。

附則 制定：平成14年度

改定：平成15年度（第4条）

改定：平成19年度（第2条）

改定：平成22年度（第2条）

制定：平成23年 7月23日（第12条） 但し、平成23年5月21日に遡り施行する。

改定：平成24年 2月18日（第13条）

制定：平成24年 6月 2日（第14、15条）

改定：平成24年 8月25日（第4、6、9、10条）

改定：平成25年 7月20日（第13条を削除、以降、繰り上げる。）

改定：平成25年11月24日（第1、2、4、5、6、14条の改定）

改定：平成27年 6月19日（第6、7条を追加する。以降、繰り下げる。） 但し、平成28年度より施行する。

改定：平成28年 2月14日（平成27年6月19日の改定を廃止する。第5、6、13条を改定、第7条を削除、以降、繰り上げる。）

この改定は、平成28年4月1日より施行する。

改定：平成30年 2月17日（第2、4条の改定） この改定は平成30年4月1日より施行する。

制定：平成30年 6月13日（第12条を追加する。以降、繰り下げる。）

改定：平成30年 6月13日（第14条）

改定：令和2年12月12日（第4条に追事項目新2年生を盛り込む）

制定：令和2年12月12日（第5条-2を制定評議員の中から1~2名程相談役を設け次年度評議員のアドバイザーとする又評議員として残り後援会活動を可能とする）